

## F - 15 戦闘機及びF A 18 ホーネット等の機体不備に対する意見書

去る 8 月 16 日、午後 1 時 44 分ごろ、嘉手納基地所属の F - 15 戦闘機が右主翼先端部分から燃料を噴出しながら滑走路に緊急着陸した。

翌 17 日、同基地報道部より、訓練飛行中の機体に不具合が生じたため、燃料投棄空域で燃料を放出したが、燃料系統の不具合で残っていた少量の燃料が流出したとの説明がなされたものの、根本的な原因については一切明らかにしていない。

F - 15 は、これまでも今回のような緊急着陸が相次いでいるほか、墜落事故、空中接触事故、照明弾の落下事故等、たび重なる事故に加え、老朽化も指摘されるなど、欠陥機と言わざるを得ない状況である。

さらに、8 月 10 日と 23 日には米軍岩国基地所属の F A 18 ホーネット戦闘攻撃機が、射爆場で投下できなかった爆弾を装てんしたまま着陸、19 日には同型機が緊急着陸したものの、予防着陸であるとの説明のみであった。

このような状況が続く中、31 日に発生した F A 18 の部品落下事故の地元自治体への連絡が 9 月 5 日にしかなされないなど、事件・事故の通報体制の不備もあわせ、米軍の対応は住民の不安をあおるばかりである。

嘉手納基地周辺住民の生活環境は常日ごろから常駐機や外来機の飛来等により脅かされている中、機体不備の原因を明らかにせず、訓練を継続することは断じて容認することはできない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から F - 15 戦闘機及び F A 18 ホーネット等の機体不備に対し厳重に抗議し、下記事項について強く要求する。

### 記

1. 安全管理体制を強化し、すべての機体の徹底した整備・点検を行い、再発防止を図ること。
2. 機体不備の原因を徹底究明し、公表すること。
3. 連絡通報体制の合意事項を遵守し、迅速・正確な情報公開をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 12 日  
沖 縄 市 議 会

あて先

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣      内閣官房長官      外務大臣  
防衛大臣      沖縄及び北方対策担当大臣      沖縄防衛局長